

議案第 22 号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 7 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）附則第 1 条本文の政令で定める日（平成 30 年 6 月 15 日）から施行する。